

令和5年度1人1台端末使用のルール(納場小版)

1 使用目的

- 小美玉市から貸与された端末は、学習活動のために使用する。



2 端末の取り扱い

- 1年生から6年生にChromebookを貸出し、卒業まで同じものを使用する。
- 端末は、6年生の修了及び卒業の際に周辺機器も含めて学校へ返却する。また、市外に転出する際も、同様とする。
- 端末のネットワークの設定は自分で変更しない。



3 使い方

(1) 学校

- 端末は本校の学習のきまりにしたがって使用する。
- 登下校中は、ランドセルに入れて持ち運ぶようにする。

(2) 家庭

- 保管する時には、家族の目の届くところに保管する。
- 家族と話し合いをし、ルールを決めて使用する。(使い方、利用時間等)
- 端末利用時の約束カードを作成し、見えるところに掲示する。
- 使用できるアプリは学校で管理する。個人では、インストールしない。

(3) 共通

- 学校・自宅(祖父母宅)で使用する。(家庭学習も可)
 - ※総合学習など屋外で使用するときは、必ずお家の人と一緒にに行くようにする。
 - 紛失、盗難、落下、水没等がおこらないように十分に気を付けて使用する。
 - ウェブページの閲覧には、制限がかけられているので、学習にあった内容を閲覧する。
- ※学校以外のネットワークでは、制限がかからない場合があります。

(学校外でのネットトラブルの責任は、学校ではおえません。ご家庭で見守りをお願いします。)

- 自分や他の人の個人情報(名前、住所、電話番号、写真等)は、インターネット上には公開しない。
- 端末で写真をとったり、録音や録画をしたりする際には、必ず許可をとる。(友達、

せんせい ちいき かた たてもの とう
先生、地域の方、建物 等)

- 端末から SNS 等への書き込みはしない。
- 端末のパスワード、アカウントの ID やパスワード等は人に教えず、自分で管理する。
- 端末を他の人に貸したり、使用させたりしない。
- 端末をきずつけたり、落書きをしたりしない。
- 端末の画面は、指かタッチペンでふれ、えんぴつや先のとがったもの、磁石等を近づけないようにする。
- 端末の近くで飲食をしない。



4 健康への配慮

- 部屋の明るさに合わせて、画面の明るさを調整する。
- 使用する時には正しい姿勢で、画面を見るようにする。画面から 30 cm 以上はなす。
- 30 分に 1 回はタブレット画面から目をはなして、20 秒以上遠くを見る。
- タブレットの使用は、20 時までには制限する。
- 寝る 1 時間前には使用をひかえる。

5 不具合や故障の場合の対応

- 故意または、重大な過失等により、端末及び付属品が使用できない状態になった場合は、保護者に修理等の代金の支払いをお願いすることがある。
- 端末本体やインターネット等が使用できない場合には、学校へ連絡する。また、紛失・盗難の場合にも、同様とする。

6 使用の制限

- 端末の使用について、上記の内容等が守られない場合は使用の制限をすることがある。